

地域包括支援センターの今後のあり方について

1 経緯

【第 7 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（P.65）より抜粋】

地域ケアシステムの拠点である地域包括支援センターについては、「地域共生社会」の概念が国から示されたことを含め、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、より一層の機能・体制の充実に向けて検討していきます。

⇒ 第 8 期計画の策定に向け、「地域包括支援センターを今後、どのようにしていくべきか」を第 7 期計画期中において検討。

2 「東久留米市地域包括支援センターあり方検討委員会（仮称）」の設置

（1）委員会の概要

地域包括支援センター（以下、「包括」という。）のより一層の機能・体制の充実に向け、市の関係部課の長を委員とし、包括の今後の方向性について横断的に議論・検討する委員会。

（2）所掌事務

- ① 包括の今後のあり方についての計画書（案）の作成に関すること。
- ② その他必要な事項。

（3）「計画書」策定までのフロー

裏面「地域包括支援センターのあり方にかかる計画書策定までのフロー（案）」のとおり。

（4）運営協議会との関係

地域包括支援センターに関する事項は、介護保険運営協議会の所掌事務の一部であることから、計画書策定にあたっては適宜、協議会に内容をお示しし、委員のご意見をお伺いすることとなる。

◆地域包括支援センターのあり方にかかる計画書策定までのフロー(案)

